

交通事故など第三者の行為でけがや病気をしたときは 「被害届」の提出が義務付けられています！

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をした際に、マイナ保険証または国民健康保険資格確認書を使って治療を受ける場合は、第三者が負担すべき費用を一時的に国民健康保険（国保）が立て替える形で医療費を支払っています。

後日、国保より第三者に費用を請求するため、保険医療課に被害届の提出が必要になります。

※交通事故については、事故の加害者または被害者が任意保険等に加入している場合、損害保険会社等が提出することがあります。

第三者行為 とは？

- 交通事故に遭った
- 傷害事件に巻き込まれた
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店での食中毒
- スキー・スノーボード等での衝突・接触事故

などは、原則として相手方が費用を負担すべきものです。



＜届け出に必要なもの＞

- ・マイナ保険証または国民健康保険資格確認書
- ・印鑑（ゴム印やスタンプ印は不可）
- ・交通事故証明書（交通事故の場合のみ）
- ・第三者の行為による被害届
- ・事故発生状況報告書
- ・念書（兼同意書）

※様式は保険医療課窓口または市公式ホームページ（ページID：1928）にあります

＜医療費の適正化にご協力を＞

被害届の提出がなければ、第三者に費用を請求することができません。これは本来国保が支払う必要のない医療費を負担することとなり、結果として国保財政を圧迫し国保税の増加につながることも考えられます。被害届の提出について、ご協力をお願いします。

なお、医療費を適正に給付するため、受診内容の確認の結果、第三者の行為による傷病の可能性がある場合には、北海道国民健康保険団体連合会から連絡がいくことがあります。「負傷（傷病）原因の確認について」という文書が届きましたら、速やかにご回答ください。

問合先 保険医療課 Tel. 28-8016

特定健診・がん検診を受診しましょう

●女性のがん検診（検査場所 保健センター）

日時	検診の種類	対象者	料金（市国保）	料金（その他の保険・後期高齢者）
12月10日(水) 9時00分～11時 12時30分～13時30分 (受付時間は15分刻み)	乳がん検診	40歳以上の女性 ※奇数年（和暦） 生まれの方 （2年に1回）	1,700円	3,100円
申込期限 11月12日(水)	大腸がん検診	40歳以上の女性 （1年に1回）	500円	1,800円
※定員になりしだい締め切り				

※偶数年（和暦）生まれの方で乳がん検診を希望される方は40代6,710円、50歳以上5,720円となります。

※このほか市立病院（胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診ほか）、神部クリニック（子宮がん検診）、そらち乳腺・肛門外科クリニック（乳がん検診）で受診可能です。医療機関により、料金が異なる場合や別途料金が発生する場合がありますので、各医療機関に直接お問い合わせください。

問合先 健康づくり課 Tel.24-5256